

社会福祉法人 城山学園

役員報酬規程

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城山学園（以下「法人」という）の役員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
2 当法人の役員は非常勤勤務とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 実費弁償費は交通費の実費とする。

(理事の業務報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅実費弁償費を支払うことができる。
2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
3 実費弁償費は交通費の実費とする。

(監事の業務報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 実費弁償費は交通費の実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。
2 旅費は、交通費の実費を支給とする。
3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(支払方法)

第8条 この報酬等は、その都度現金で支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

付則

- 1 この規程は、平成 15年 4月 1日より適用する。
- 2 この規程は、平成 24年12月 1日より適用する。
- 3 この規程は、平成 29年 4月 1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬 (日額)	実費弁償費
理事会及び評議員会 出席報酬等	5,000円 (手取り額とする)	交通費実費

別表2

名 称	報 酬 (日額)	実費弁償額
理事長業務報酬等	5,000円 (手取り額とする)	交通費実費
理事業務報酬等	5,000円 (手取り額とする)	交通費実費
監事監査指導報酬等	5,000円 (手取り額とする)	交通費実費

別表3

名 称	報 酬 (日額)	宿泊費及び旅費
報酬及び旅費	5,000円 (手取り額とする)	宿泊費 1泊15,000円を限度とする。 交通費実費

